平成２７年（フ）第１１８号
埼玉県比企郡吉見町東野５丁目６番地６
債務者　丹　スミ子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２７年（フ）第５８号
千葉県旭市蛇園3038番地２
債務者　前田　久子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２７年（フ）第１２５号
高知県吾川郡いの町天王南７丁目５番地４
債務者　松本　咲菜
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
高知地方裁判所破産係
平成２７年（フ）第１２０号
群馬県伊勢崎市太田町1129番地　太田住宅1866
債務者　石栗　清美
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第１５７号
群馬県伊勢崎市波志江町3391番地４　矢内コーポＡ201
債務者　松田　和夫
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第１５８号
群馬県伊勢崎市波志江町3391番地４　矢内コーポＡ201
債務者　松田美代子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第４１８号
さいたま市南区別所７丁目19番11号
債務者　住田　俊彦
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第４４６号
埼玉県鴻巣市下忍3850番地１　グランド吹上703号
債務者　内海　英子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第４４７号
埼玉県鴻巣市下忍3429番地
債務者　須長　宏子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第４９２号
さいたま市南区辻７丁目13番18―106号
債務者　松浦　優樹
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第４９４号
埼玉県上尾市大字平塚1622番地51
債務者　花田　恭世
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第５０８号
埼玉県戸田市大字新曽2199番地の１　ＴＲＥＢＩＮＡウエスト101号室
債務者　藤盛　光生
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第５１５号
埼玉県川口市宮町11番23号　宮町マンション405号
債務者　吉澤　洋一
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第５２２号
埼玉県戸田市大字新曽758番地の２　アルドール・ピソⅡ101号室
債務者　山崎　　勝
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第５４３号
さいたま市見沼区大字大谷407番地１　野崎ハイツ105号
債務者　小久保博信
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第５４４号
さいたま市見沼区大字大谷407番地１　野崎ハイツ105号
債務者　小久保満子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第５６３号
埼玉県戸田市大字上戸田119番地　コスモ戸田ピアハイツ203号室
債務者　岡村　美保
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第５６４号
埼玉県志木市下宗岡２丁目５番11号　ユカリコーポＤ　101号、旧住所埼玉県志木市下宗岡３丁目９番７号
債務者　川口　雅恵
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係